

不採算品再算定について

- 薬価改定において、不採算品目のうち代替薬がない等の理由により、医療上の必要性が特に高い品目に限り引き上げを実施

(平成12年度薬価改定よりルールを明確化)

1. 対象品目選定の基準

(1) 保険医療上の必要性が高いこと

- ・ 関係学会等から医療上の必要性の観点からの継続供給要請があるもの
- ・ 日本薬局方収載医薬品であって、薬価基準に1品目のみ収載されているもの（最終局方品）等

(2) 薬価が著しく低額であること

(薬価と市場実勢価格の間との乖離が大きい場合は認められない。)

2. 算定方法

原価計算方式により算定（営業利益＝0%）

3. 不採算品再算定対象品目数の推移

	14年度改定	16年度改定	18年度改定
不採算品再算定による引き上げ品目数（成分数）	90（56）	35（30）	69（44）

不採算品再算定による据え置き品目数（18年度改定）：96品目

不採算品再算定により引き上げの対象とされた品目の例(18年度改定)

長期間使用されてきて医療上の必要性が確立され、引き続き供給が求められているものが不採算となっている。

品目名	成分名	成分収載年月	項目名	主な効能	改定前 薬価	改定後 薬価	学会 要望	最終 局方品
1 乾燥ジフテリアウマ抗毒素	乾燥ジフテリアウマ抗毒素	昭和28年以前	抗毒素類及び抗レプトスピラ血清類	ジフテリアの治療	31,145	37,990		○
2 精製ツベルクリン	精製ツベルクリン	昭和28年以前	その他の生物学的製剤	結核の診断	529	883	○	
3 乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン	乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン	昭和28年以前	ワクチン類	狂犬病の感染予防及び発病阻止	4,882	4,893		○
4 注射用塩化アセチルコリン	注射用塩化アセチルコリン	昭和28年以前	自律神経剤	麻酔後の腸管麻痺 等	224	381		○
5 乾燥ガスエソウマ抗毒素	乾燥ガスエソウマ抗毒素	昭和30年8月	抗毒素類及び抗レプトスピラ血清類	ガスエソの治療	83,236	121,378		○
6 硫酸プロタミン注射液	硫酸プロタミン(注射液)	昭和35年6月	止血剤	ヘパリン過量投与時の中和 等	572	732	○	
7 ヨウ化人血清アルブミン(¹³¹ I)注射液	ヨウ化人血清アルブミン(¹³¹ I)(注射液)	昭和38年1月	放射性医薬品	循環血漿量、循環血液量、血液循環時間、心拍出量の測定	1,713	3,161	○	○
8 ヨウ化ヒプル酸ナトリウム(¹³¹ I)注射液	ヨウ化ヒプル酸ナトリウム(¹³¹ I)(注射液)	昭和40年11月	放射性医薬品	腎及び尿路疾患の診断	1,048	2,397	○	○
9 ニコチン酸アミド散ゾネ	ニコチン酸アミド(散)	昭和40年11月	ビタミンB剤(ビタミンB1剤を除く。)	ニコチン酸欠乏症 等	9.20	13.80	○	
10 PA・ヨード液	ポリビニルアルコールヨウ素包接化合物(液)	昭和40年11月	眼科用剤	角膜ヘルペス、洗眼殺菌	5.50	23.20	○	
11 ヘキサミン注「ニッシン」	ヘキサミン(注射液)	昭和40年11月	泌尿器官用剤	尿路感染症	64	127	○	
12 標準化アレルギー治療エキス「トリイ」スギ花粉	標準化スギ花粉エキス(注射液)	昭和40年11月	その他のアレルギー用薬	スギ花粉症(減感作療法)	2,141	2,402	○	
13 診断用アレルギースクラッチエキス「トリイ」	診断用アレルギーエキス(注射液)	昭和40年12月	その他の診断用薬(体外診断用医薬品を除く。)	アレルギー性疾患のアレルゲンの確認	2,288	2,973	○	
14 ヨウ化ナトリウム(¹³¹ I)カプセル	ヨウ化ナトリウム(¹³¹ I)(カプセル)	昭和42年10月	放射性医薬品	甲状腺機能検査 等	1,004.60	1,047.50	○	○
15 アセチルスピラマイシン錠協和	アセチルスピラマイシン(錠)	昭和43年3月	主としてグラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの	皮膚感染症、呼吸器感染症、梅毒 等	8.10	12.20	○	
16 アセチルスピラマイシン錠協和	アセチルスピラマイシン(錠)	昭和43年3月	主としてグラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの	皮膚感染症、呼吸器感染症、梅毒 等	13.10	21.10	○	
17 コートロシン注	酢酸テトラコサクチド(注射液)	昭和45年6月	脳下垂体ホルモン剤	副腎皮質機能検査、ネフローゼ症候群 等	684	1,461	○	
18 コートロシンZ注	酢酸テトラコサクチド亜鉛(注射液)	昭和45年6月	脳下垂体ホルモン剤	副腎皮質機能検査、ネフローゼ症候群 等	789	2,264	○	
19 アレルギー治療エキス「トリイ」	各種抽出物(注射液)	昭和45年8月	その他のアレルギー用薬	アレルギー性疾患のアレルゲンの確認	2,141	2,402	○	
20 乾燥はぶウマ抗毒素	乾燥はぶウマ抗毒素	昭和45年8月	抗毒素類及び抗レプトスピラ血清類	はぶ咬傷の治療	39,549	43,046		○
21 乾燥ボツリヌスウマ抗毒素	乾燥ボツリヌスウマ抗毒素	昭和45年8月	抗毒素類及び抗レプトスピラ血清類	ボツリヌスの治療及び予防	58,333	94,198		○
22 乾燥ボツリヌスウマ抗毒素	乾燥ボツリヌスウマ抗毒素	昭和45年8月	抗毒素類及び抗レプトスピラ血清類	ボツリヌスの治療及び予防	201,808	356,327		○
23 ツベラクチン	硫酸エンビオマイシン(注射用)	昭和50年9月	主として抗酸菌に作用するもの	肺結核及びその他の結核症	603	762	○	

最低薬価制度について

- 剤形ごとにかかる最低限の供給コストを確保するため、成分に関係なく剤形ごとに設定しているもの。
(平成12年度薬価改定よりルールを明確化)
- 平成12年度時点で最低薬価を下回っているものは、その時点での薬価を最低薬価とみなし設定している。
- なお、日本薬局方医薬品については、医療現場で汎用され医療上の必要性が高いことから、最低薬価をその他の医薬品よりも高く設定している。
- 平成18年度薬価改定の際に、「外用液剤（外皮用殺菌消毒剤に限る。）」を追加し、また、漢方製剤についても最低薬価制度を適用することとした。

区 分	最 低 薬 価	区 分	最 低 薬 価
日本薬局方医薬品		その他の医薬品	
錠剤	1錠 9.70円	錠剤	1錠 6.40円
カプセル剤	1カプセル 9.70円	カプセル剤	1カプセル 6.40円
丸剤	1個 9.70円	丸剤	1個 6.40円
散剤（細粒剤を含む。）	1グラム※1 9.70円	散剤（細粒剤を含む。）	1グラム※1 6.40円
顆粒剤	1グラム※1 9.70円	顆粒剤	1グラム※1 6.40円
末剤	1グラム※1 9.70円	末剤	1グラム※1 6.40円
注射剤	1管又は1瓶 9.70円	注射剤	1管又は1瓶 6.40円
坐剤	1個 21.40円	坐剤	1個 21.40円
点眼剤	5ミリリットル1瓶 85.60円	点眼剤	5ミリリットル1瓶 85.60円
	1ミリリットル 17.10円		1ミリリットル 17.10円
内用液剤、シロップ剤 (小児への適応があるものを除く。)	1日薬価 9.70円	内用液剤、シロップ剤 (小児への適応があるものを除く。)	1日薬価 6.40円
内用液剤、シロップ剤	1ミリリットル※2 9.70円	内用液剤、シロップ剤	1ミリリットル※2 6.40円
(小児への適応があるものに限る。)		(小児への適応があるものに限る。)	
外用液剤	10ミリリットル※1 9.70円	外用液剤	10ミリリットル※1 6.40円
(外皮用殺菌消毒剤に限る。)		(外皮用殺菌消毒剤に限る。)	

※1 規格単位が10グラムの場合は10グラムと読み替える。

※2 規格単位が10ミリリットルの場合は10ミリリットルと読み替える。

後発医薬品及び新医薬品の収載品目数等の推移について

薬事承認と薬価収載のスケジュールの目安
(手続きが問題なく進んだ場合)

薬事申請	平成18年3月まで	平成18年7月まで	平成19年3月まで	平成19年7月まで
薬事承認	平成19年3月まで	平成19年7月まで	平成20年3月まで	平成20年7月まで
薬価収載	平成19年7月	平成19年11月	平成20年7月	平成20年11月

1. 後発医薬品の薬価基準収載品目数等の推移

(1) 薬事承認申請品目数

薬事承認の申請時期	平成14年4月 ～15年3月	平成15年4月 ～16年3月	平成16年4月 ～17年3月	平成17年4月 ～18年3月	平成18年4月 ～18年7月	平成18年8月 ～19年3月
品目数	488	385	479	434	8	745

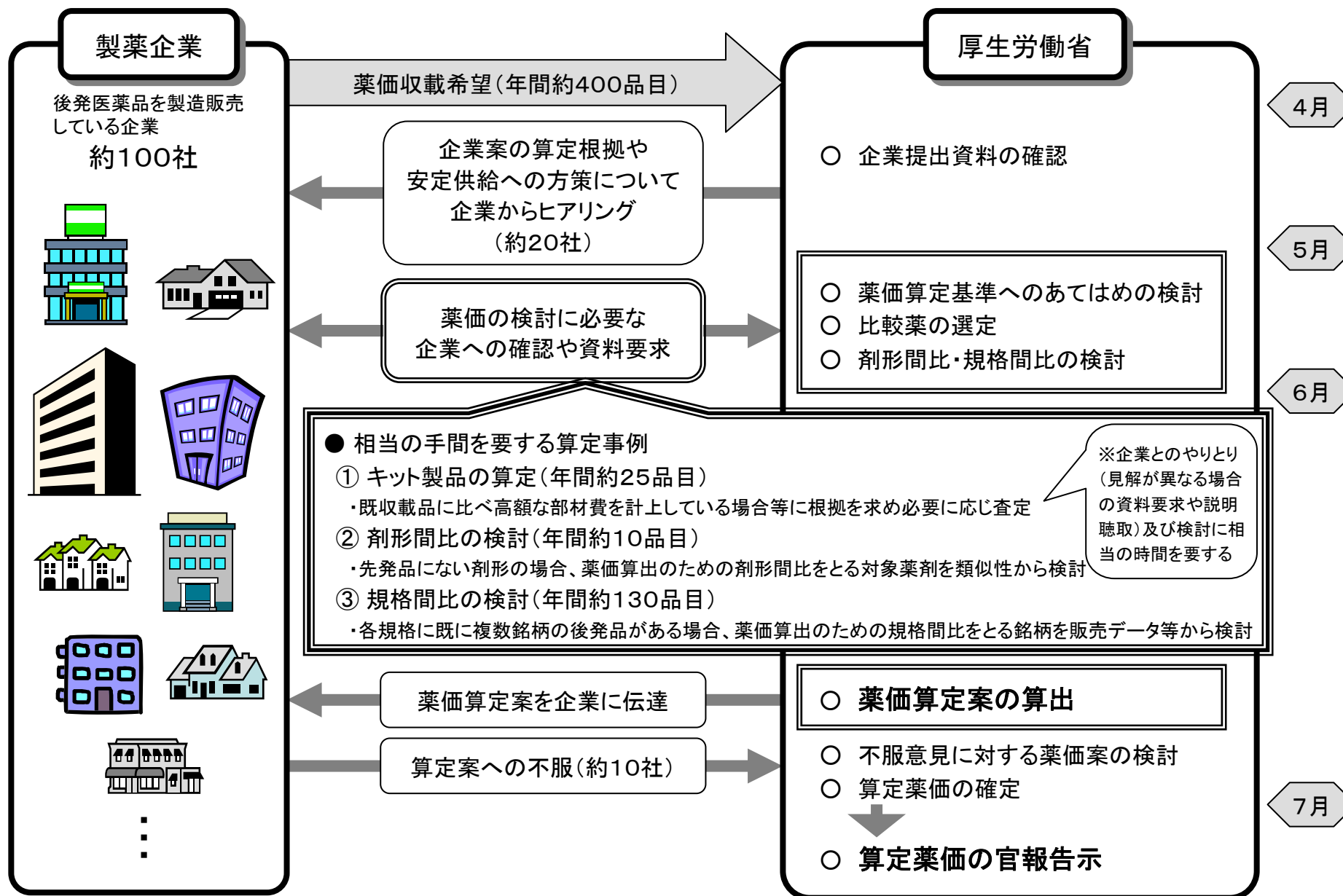
(2) 薬価基準収載品目数

	平成14年7月	平成15年7月	平成16年7月	平成17年7月	平成18年7月	平成19年7月	平成19年11月 (収載希望)
品目数	410	415	380	432	402	420	19
(初めての後発医薬品:成分数)	20	19	16	26	20	19	0
初めての後発医薬品:品目数	137	144	99	190	181	237	0
その他の後発医薬品:品目数	273	271	281	242	221	183	19

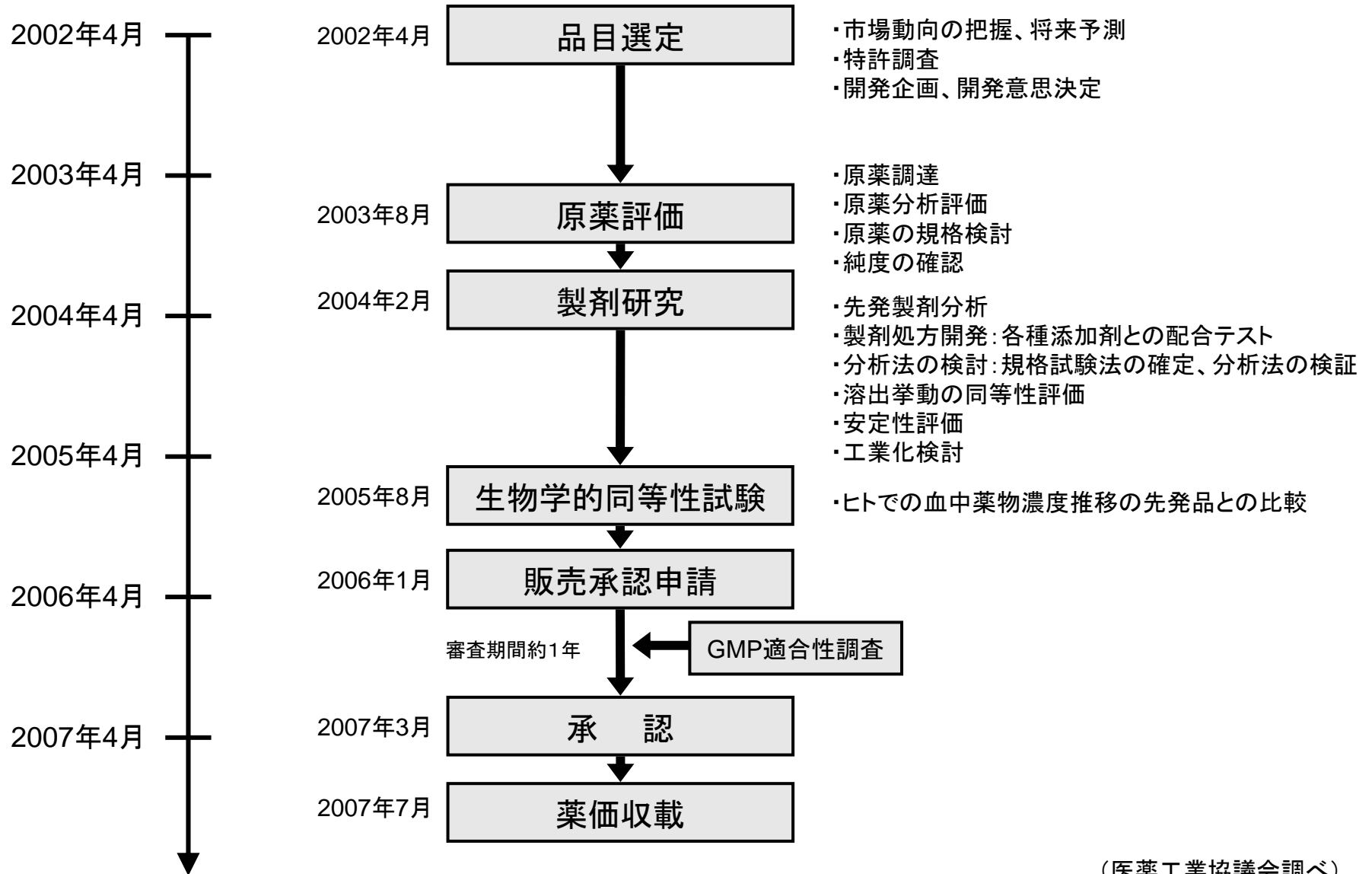
2. 新医薬品の薬価基準収載品目数の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度 (9/30まで)
品目数	45	39	37	24	78	42
成分数	34	20	26	18	49	22

後発医薬品収載作業のプロセスについて



ジェネリック医薬品の平均的開発フロー



(医薬工業協議会調べ)

規格間調整の上限ルール（平成18年度に導入）の適用状況について

外国の内用薬の価格設定に係る調査結果を基に導入されたルールであるが、実際に適用された事例は、注射薬のみである。

1 規格間調整の上限ルールの概要

通常最大用量を超える高用量の規格の算定の際に用いる規格間比の上限を、有効成分の含有量が2倍の場合、薬価が1.5倍となる規格間比とするルール。

2 導入の経緯

- (1) 日本の薬価制度では、規格間調整という形で、有効成分の含有量に応じた価格設定が行われている。一方、外国では、医薬品によって、含有量が異なってもほとんど価格差がない、いわゆるフラットプライスの価格設定が見られることから、平成16年度薬価制度改革において、規格間調整の在り方について、海外における実態を含めて調査・研究を行うこととされた。
- (2) 上記(1)を受け、平成16年度に、米国、英国、独国及び仏国を対象に、同一成分で含量に複数規格がある先発医薬品（錠剤又はカプセル剤）の価格設定について調査が行われ、その結果を踏まえ、平成18年度から本ルールを導入することとされた。

3 規格間調整の上限ルールの適用状況

- (1) 上記2(2)のとおり、海外でフラットプライスの価格設定が見られる錠剤又はカプセル剤の調査結果を踏まえ導入されたルールであるにもかかわらず、平成18年4月以降、規格間調整の上限ルールが適用された2事例は、いずれも注射薬となっている。
- (2) また、これらの事例における高用量の規格は、いずれも、企業が、維持期の用量の微調整や初回の高用量投与を容易にするために設定した規格であり、錠剤やカプセル剤の場合のように、単純に承認用量上限の規格を設定したものではなかった。

事 例	1) フォリスチム注50、同75 (平成19年3月収載)		2) ソマバート皮下注用10mg、同15mg、同20mg (平成19年3月収載)		
	50国際単位 0.5mL 1 瓶	75国際単位 0.5mL 1 瓶	10mg 1 瓶 (溶解液付)	15mg 1 瓶 (溶解液付)	20mg 1 瓶 (溶解液付)
上限ルールが適用された規格					
算 定 薬 価	3,070円	3,892円	12,872円	16,318円	19,309円
上限ルールが適用されなかった 場合の薬価（差額）		3,949円 (差額 57円)		18,026円 (差額 1,708円)	22,891円 (差額 3,582円)

キット製品の薬価算定方式

- キット製品：薬剤とその投与システムを組み合わせた製品
(医薬品を注射筒内にあらかじめ充填したもの等)

- 算定式

当該キット製品に含まれる薬剤について
通常の新規収載品の算定ルールに従い
算定される額

+

薬剤以外の部分のうちキット製品として
の特徴をもたらししている部分の製造販売
に要する原材料費

- 有用性の高いキット製品に対する加算

既収載品(キット製品である既収載品を除く。)を患者に投与する場合に比して、当該キット製品が以下のいずれかの要件を満たす場合は、上記の算定値に加算(A=3%)を行う。

- (イ) 感染の危険を軽減すること
- (ロ) 調剤時の過誤の危険を軽減すること
- (ハ) 救急時の迅速な対応が可能となること
- (ニ) 治療の質を高めること

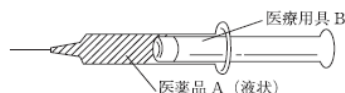
キット加算と有用性加算（Ⅱ）の比較

	キット加算	有用性加算（Ⅱ）
加算の要件	<p>既収載品（キット製品を除く。）を患者に投与する場合に比して、次のいずれかの要件を満たす場合</p> <p>イ 感染の危険を軽減すること ロ 調剤時の過誤の危険を軽減すること ハ 救急時の迅速な対応が可能となること ニ 治療の質を高めること</p>	<p>次の要件のいずれかを満たす新規収載品</p> <p>イ 類似薬に比して、高い有効性又は安全性を有することが、客観的に示されていること。 ロ 製剤における工夫により、類似薬に比して、高い医療上の有用性を有することが、客観的に示されていること。 ハ 当該新規収載品により、当該新規収載品の対象となる疾病又は負傷の治療方法の改善が客観的に示されていること。</p>
加算率	A = 3 %	A = 5 ~ 20 %
加算対象となる価格	算定された薬剤の価格＋キット製品の特徴部分の原材料費	算定された薬剤の価格

キット加算の対象となった新薬・報告品目・後発品について(平成18年4月～平成19年7月収載分)

キットの構造・機能に新規性が認められなくてもキット加算の対象とされているものが多い。

(1) 薬液を注射筒(シリンジ)内に充填したキット製品(プレフィルドシリンジ)



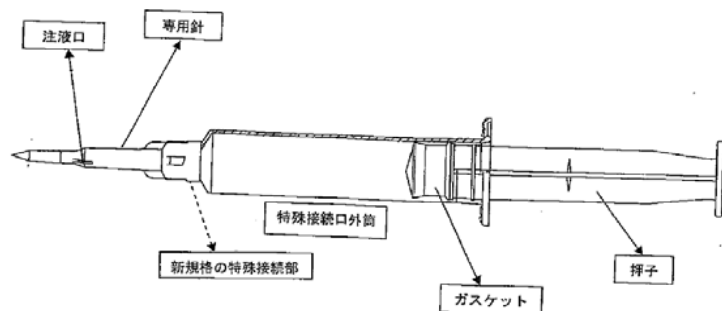
① 通常のシリンジに薬液を充填したもの

成分 No	投与形態	収載年月	成分名	薬価基準収載名 (主な効能・効果)	会社名	備考
1	注	平成18年6月	コンドロイチン硫酸ナトリウム、サリチル酸ナトリウム	ガシクロン注シリンジ10mL (症候性神経痛、腰痛症用薬)	大洋薬品工業	
2	注	平成18年6月	ミルリノン	ミルリノン注シリンジ10mg「HK」 (急性心不全用薬)	光製薬	
3	注	平成18年6月	塩酸メクロープラミド	ペラプリン注シリンジ10mg (消化器機能異常用薬)	大洋薬品工業	
4	注	平成18年6月	パルナパリンナトリウム	ローヘパ注150単位/mLシリンジ20mL (灌流血液凝固防止用薬)	味の素	
5	注	平成18年6月	塩酸リンコマイシン	ペランゴシン注シリンジ600mg (リンコマイシン系抗生物質製剤)	大洋薬品工業	
6	注	平成18年7月	塩酸ドブタミン	ドブポン注0.6%シリンジ (急性循環不全における心収縮力増強薬)	テルモ	
7	注	平成18年7月	塩酸ドパミン	イノバン注0.6%シリンジ (急性循環不全用薬)	協和醗酵工業	
8	注	平成18年7月	アルガトロバン	ガルトバン注射液10mgシリンジ (選択的抗トロンビン剤)	シオノケミカル	
9	注	平成18年7月	生理食塩液	生食注シリンジ「オーツカ」5mL (生理食塩液注射剤)	大塚製薬工場	
10	注	平成18年7月	ヘパリンナトリウム	ヘパフィルド透析用250単位/mLシリンジ20mL (血液透析の体外循環装置使用時の血液凝固の防止薬)	大塚製薬工場	
	注	平成18年7月	ヘパリンナトリウム	ヘパリンNa透析用250単位/mLシリンジ20mL「AT」 (血液透析の体外循環装置使用時の血液凝固の防止薬)	大洋薬品工業	
	注	平成18年7月	ヘパリンナトリウム	ヘパリンNa透析用250単位/mLシリンジ20mL「フソー」 (血液透析の体外循環装置使用時の血液凝固の防止薬)	扶桑薬品工業	
	注	平成19年7月	ヘパリンナトリウム	ヘパリンNa透析用150単位/mLシリンジ20mL「フソー」 (血液透析の体外循環装置使用時の血液凝固の防止薬)	扶桑薬品工業	

成分No	投与形態	収載年月	成分名	薬価基準収載名 (主な効能・効果)	会社名	備考
11	注	平成18年7月	ヘパリンナトリウム、生理食塩液	ヘパリンNaロック用100単位/mLシリンジ「オーツカ」10mL (静脈内留置ルート内の血液凝固の防止薬)	大塚製薬工場	本剤は、ヘパリンナトリウム注射液を生理食塩液で希釈した製剤(ヘパリン生食液)であり、ヘパリンロックの専用製剤。 (※ヘパリンロック：高カロリー輸液や末梢輸液の間歇投与時に、静脈内留置ルート(留置針および留置カテーテル)内の血液凝固防止を目的として、ヘパリン生食液をシリンジで留置針および留置カテーテル内に注入し、内部をヘパリン生食液で満たす手技。)
12	注	平成18年7月	グリチルリチン酸モノアンモニウム、グリシン、L-システイン	グリベルチン注シリンジ20mL (慢性肝疾患、アレルギー用薬)	大洋薬品工業	
13	注	平成18年7月	破傷風トキソイド	沈降破傷風トキソイド「S北研」シリンジ (沈降破傷風トキソイド)	北里研究所	
14	注	平成18年7月	イオヘキソール	イオパーク240シリンジ (尿路・血管造影薬)	富士製薬工業	
	注	平成18年7月	イオヘキソール	オムニパーク300シリンジ (尿路・血管造影薬)	第一製薬	
	注	平成18年7月	イオヘキソール	オムニパーク350シリンジ (尿路・血管造影薬)	第一製薬	
15	注	平成18年7月	イオパミドール	オイパロミン370シリンジ (尿路・血管造影薬)	富士製薬工業	
	注	平成19年7月	イオパミドール	バイステージ注370シリンジ100mL (尿路・血管造影薬)	大洋薬品工業	
16	注	平成19年7月	イオプロミド	プロスコープ300注シリンジ80mL (尿路・血管造影薬)	田辺製薬	
17	注	平成19年6月	ダルベポエチン アルファ(遺伝子組換え)	ネスブ静注用30 μ gシリンジ (透析施行中の腎性貧血治療薬)	麒麟麦酒	注)本剤自体にはキット加算は適用されていないが、(薬価算定上の)比較薬にキット加算が行われている。
18	注	平成19年6月	フロセミド	フロセミド注20mgシリンジ「タイヨー」 (利尿剤)	大洋薬品工業	
19	注	平成19年6月	硝酸イソソルビド	ニトロール注5mgシリンジ (急性心不全、不安定狭心症、冠動脈造影時の冠攣縮寛解用薬)	エーザイ	
	注	平成19年6月	硝酸イソソルビド	ニトロール持続静注25mgシリンジ (急性心不全、不安定狭心症用薬)	エーザイ	
20	注	平成19年6月	ラニチジン塩酸塩	ラニチジン注50mgシリンジ「タイヨー」 (消化性潰瘍用剤)	大洋薬品工業	
21	注	平成19年6月	炭酸水素ナトリウム	メイロン静注7%シリンジ20mL (薬物中毒の際の排泄促進、アシドーシス等用薬)	大塚製薬工場	
22	注	平成18年9月	インターフェロン ベータ-1a (遺伝子組換え)	アボネックス筋注用シリンジ30 μ g (多発性硬化症の再発予防用薬)	ジェンザイム・ジャパン	自己注射可能な薬剤

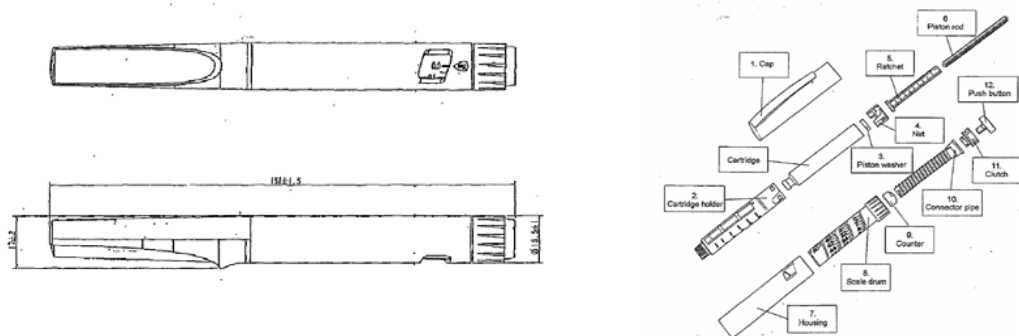
成分No	投与形態	収載年月	成分名	薬価基準収載名 (主な効能・効果)	会社名	備考
23	内	平成18年6月	テオフィリン	アプネカット経口10mg (未熟児無呼吸発作用薬)	日研化学	既収載のテオフィリン内用製剤と異なり、未熟児無呼吸発作の効能・効果を有する(新効能医薬品として承認)。

②形態は従来のプレフィルドシリンジ製剤と類似しているが、医療事故を防止する目的で開発された特殊構造の専用針を有するキット製品



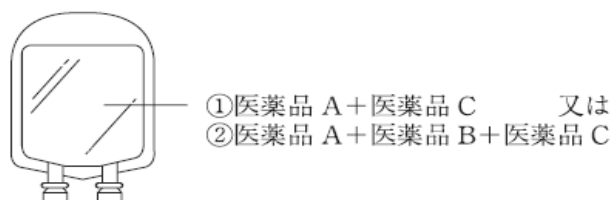
成分No	投与形態	収載年月	成分名	薬価基準収載名 (主な効能・効果)	会社名	備考
1	注	平成18年12月	L-アスパラギン酸カリウム	アスパラギン酸カリウム注10mEqキット「テルモ」 (カリウム補給用薬)	テルモ	輸液バッグのみに薬液注入が可能で、各種輸液ラインへの接続及び急速静注が不能な特殊構造の専用針を有する。急速静注による医療事故を防止する観点で開発されたキット製品。
2	注	平成18年12月	塩化カリウム	KCL注20mEqキット「テルモ」 (カリウム補給用薬)	テルモ	

(2) 筋肉内又は皮下注射に用いるペン型注入器にあらかじめ薬液カートリッジを内蔵し、交換可能な専用針を取り付けることで複数回使用できるキット製品



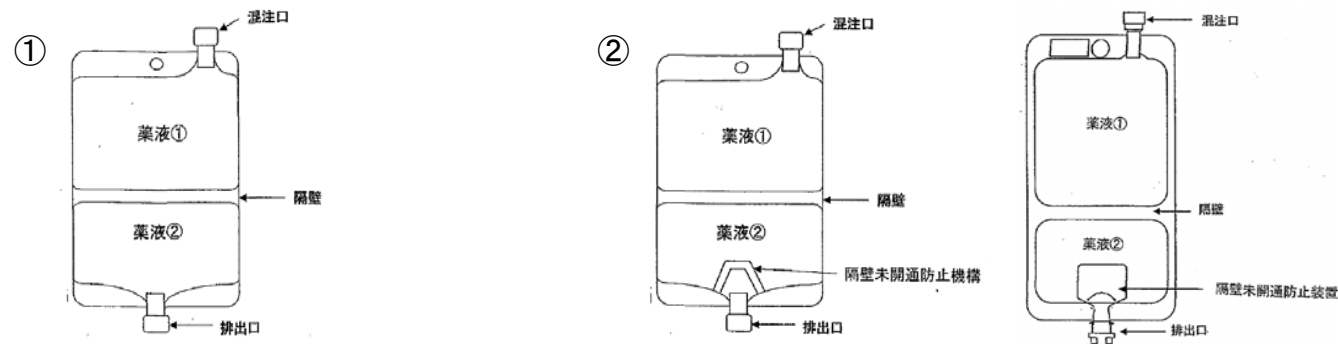
成分 No	投与形態	収載年月	成分名	薬価基準収載名 (主な効能・効果)	会社名	備考
1	注	平成18年7月	ソマトロピン(遺伝子組換え)	ノルディトロピン ノルディフレックス注15mg (ヒト成長ホルモン(遺伝子組換え)製剤)	ノボ ノルディスク ファーマ	自己注射可能な薬剤

(3) 注射剤をあらかじめ輸液等で希釈し単一の輸液バッグに充填したキット製品



成分 No	投与形態	収載年月	成分名	薬価基準収載名 (主な効能・効果)	会社名	備考
1	注	平成18年6月	塩酸グラニセトロン	カイトリル点滴静注用3mgバッグ (悪心、嘔吐用薬)	中外製薬	
2	注	平成18年7月	ミルリノン	ミルリノン注22.5mgバッグ「タカタ」 (急性心不全用薬)	高田製薬	
3	注	平成19年7月	オザグレルナトリウム	オザグレルNa注射液80mgバッグ「サワイ」 (クモ膜下出血術後の脳血管攣縮、脳血栓症用薬)	沢井製薬	

(4)輸液等が隔壁を隔て二槽に分けられており、用時に隔壁を開通して混合調製して使用するキット製品(二槽バッグ)



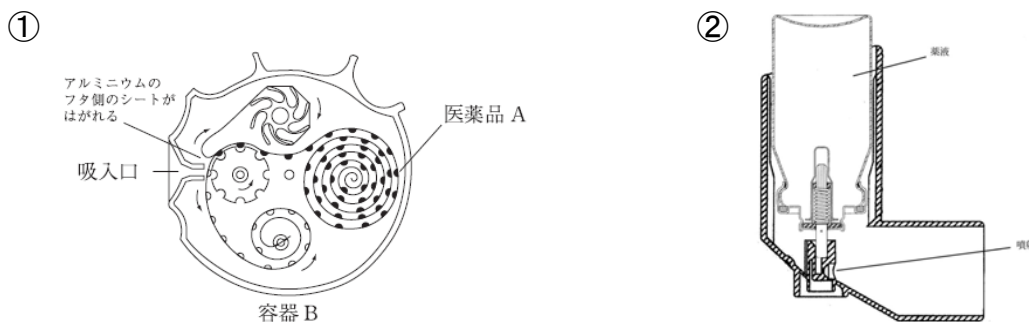
①隔壁未開通防止のための機構(装置)を有さないもの

成分No	投与形態	収載年月	成分名	薬価基準収載名 (主な効能・効果)	会社名	備考
1	注	平成18年6月	ビタミンB1・糖・電解質・アミノ酸液(配合剤)	ビーフリード点滴静注用 (ビタミンB1・糖・電解質・アミノ酸液)	大塚製薬工場	注)本剤自体にはキット加算は適用されていないが、(薬価算定上の)比較薬にキット加算が行われている。
2	注	平成19年7月	高カロリー輸液用アミノ酸・糖・電解質・ビタミン液(配合剤)	ネオパレン1号 (高カロリー輸液用アミノ酸・糖・電解質・ビタミン液)	大塚製薬工場	上下2室に加え、上室内に、ビタミン液を充填した小室を有する。用時に上下2室の隔壁と小室を同時に開通し、混合調製する。
	注	平成19年7月	高カロリー輸液用アミノ酸・糖・電解質・ビタミン液(配合剤)	ネオパレン2号 (高カロリー輸液用アミノ酸・糖・電解質・ビタミン液)	大塚製薬工場	
3	注	平成18年6月	ドリペネム水和物	フィニバックスキット点滴用0.25g (カルバペネム系抗生物質製剤)	塩野義製薬	粉末-溶解液の組み合わせ (粉末抗生物質と溶解液(生理食塩液)が二槽に分けられている)
4	注	平成18年7月	セフメタゾールナトリウム	セフメタゾールナトリウム点滴静注用バッグ1g「NP」	ニプロファーマ	
5	注	平成18年7月	セファゾリンナトリウム	セフマゾン点滴静注用バッグ1g (セフェム系抗生物質製剤)	ニプロファーマ	
6	注	平成18年7月	イミペネム・シラスタチンナトリウム	イミペナム点滴用0.5gバッグ (カルバペネム系抗生物質製剤)	ニプロファーマ	
7	注	平成18年12月	スルバクタムナトリウム・アンピシリンナトリウム	イミペナム点滴用0.5gバッグ (β-ラクタマーゼ阻害剤配合抗生物質製剤)	ファイザー	

②隔壁未開通防止のための機構(装置)を有するもの

成分No	投与形態	収載年月	成分名	薬価基準収載名 (主な効能・効果)	会社名	備考
1	注	平成18年6月	アミノ酸・ビタミンB ₁ 加総合電解質液(配合剤)	アミノグラント点滴静注用/パレセーフ点滴静注用	テルモ/味の素	

(5) 医薬品を吸入用の容器内に充填したキット製品



①操作性を改良し、患者が容易に吸入を行えるようにした製品

成分No	投与形態	収載年月	成分名	薬価基準収載名 (主な効能・効果)	会社名	備考
1	外	平成19年6月	キシナホ酸サルメテロール・プロピオン酸フルチカゾン	アドエア100ディスカス (気管支喘息治療薬)	グラクソ・スミスクライン	注)本剤自体にはキット加算は適用されていないが、(薬価算定上の)比較薬にキット加算が行われている。

②キット部分の工夫により有効成分の肺への到達率が高まった製品

成分No	投与形態	収載年月	成分名	薬価基準収載名 (主な効能・効果)	会社名	備考
2	外	平成19年6月	シクレソニド	オルベスコ200 μ gインヘラー56吸入用 (気管支喘息治療薬)	帝人ファーマ	キット部分の工夫により有効成分の肺への到達率が高まった製剤。